

釧路市電気生ごみ処理機購入助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭系厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自己処理を推進するため、電気生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の普及を促進し、ごみの減量化及びリサイクルの推進に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 処理機を購入することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に居住している世帯であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 購入した処理機を設置し、適正に維持管理できること。
- (4) 過去に本制度による助成金交付を受けていないこと。
- (5) 処理機を設置した後、使用状況の調査等に協力できること。

(助成対象処理機)

第3条 この要綱において処理機とは、乾燥式、バイオ式等で室内又は室外で使用可能なものとする。但し、圧縮または脱水等の方法により発生した処理水を排水管等に直接排水する機種（ディスポーザー等）は除く。

(数量及び助成額)

第4条 処理機の購入者に対し予算内の範囲において助成金を交付する。

- 2 助成金は、購入に要した額（税抜き本体価格）に2分の1を乗じて得た額とし、10,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成する処理機は、1世帯につき1台までとする。

(販売店の登録)

第5条 市長は、電気生ごみ処理機販売店登録届（様式第1号）により生ごみ処理機の販売業者の届出があったときは、次の各号のすべてに該当する者に限り、登録販売店として登録するものとする。

- (1) 市内に本社、支社または営業所等を有すること。
 - (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
 - (3) 助成金の申請に係る販売証明書作成等の事務を適正に処理できること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- 2 登録期間は、届出があった日からその年度末までとする。

3 登録は、文書による申出のない限り次年度に自動継続される。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録販売店で証明を受け、電気生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第2号）を、購入した日から起算して60日（当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の開庁日）以内に、市税の完納証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は前条に定める交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び助成金の額を決定し、電気生ごみ処理機購入助成金交付・不交付決定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、助成金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、または条件を付することができる。

(助成金の交付)

第8条 申請者は、前条の規定により交付の決定を受けたときは、電気生ごみ処理機購入助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第6条の規定による交付の申請を取り下げるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により交付の申請を取り下げる者が既に第7条の規定による交付決定を受けているときは、交付決定通知書を市長に返還するものとする。

(助成金の返還命令)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 施行日以前に（旧）釧路市電気生ごみ処理機購入助成金交付要綱（令和3年4月1日施行）により登録されている販売店については、引き続いて継続することとする。